

令和5年第10回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年10月19日
2. 開催日時 令和5年10月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 10人
5. 出席委員
  - 1番 堤 透委員
  - 2番 高田 里美委員
  - 5番 森 隆委員
  - 7番 林 鉄雄委員
  - 8番 岩田 好博委員
  - 9番 北村 一也委員
  - 10番 酒井 健詞委員
  - 11番 青木千恵子委員
  - 12番 高田 住代委員
  - 13番 岩田 重雄委員
6. 欠席委員
  - 3番 古川 正敏委員
  - 4番 廣瀬 普委員
  - 6番 浅野 隆士委員
7. 本会議に職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 佐藤 之則
  - 事務局次長 玉置 公司
  - 書記 杉原 昌実
  - 書記 梅田 莉奈
8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 納税猶予制度の証明について

議案第33号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての  
相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

## 10. 審議の経過

(午後1時30分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第10回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番森隆委員、7番林鉄雄委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和5年9月11日から令和5年10月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。  
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第17号、報告第18号について、質疑等ありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第32号番号1について、森隆委員ご意見ありますか。
- 森 委員 先日事務局に問い合わせました。特に問題ないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 議案第32号番号2について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 申請地が放棄地になっておりましたが、譲受人が耕作するのであれば問題ないと思ひ了承しました。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思ひます。暫時休憩とします。再開は2時00分とします。  
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第32号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第32号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第32号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第32号番号2について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第4、納税猶予制度の証明についてを議題とします。議案第33号「租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第33号番号1について岩田重雄委員ご意見ありますか。

○岩田委員 問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

○議 長 議案第33号番号1について、質疑、意見があれば挙手を願います。

○北村委員 相続開始日が1月と記載されていますが、相続後10カ月以内に納税猶予の申請が通常と思われます。11月中までに間に合いますか。また、申請地に市街化区域が含まれており、特定貸付けが不可能だと思いましたが、申請者はこの件を事前に了承されていますか。またその農地を20%以上譲渡した場合、猶予がついた土地の相続税に利子をつけて支払うリスクがありますが、問題ありませんか。

○事務局 事務処理機関に關しまして申請者が予め岐阜北税務署に確認したところ、10月末の許可でしたら11月中に間に合わせるとのことで、事務処理の問題はないと確認しています。また、市街化区域に關してですが、事前に北村委員が質問された内容について事務局からも説明させていただきましたし、税務署からも説明を受けているとのことです。今回の申請は自作であり、特定貸付けはされない予定で、申請者から自作を続ける意向を伺っております。

- 林 委 員 納税猶予措置があつた農地では、農作業受託は不可能ではないという判断で良いのですよね。
- 事 務 局 作業委託は貸借との線引きは曖昧だという声も伺うところですが、納税猶予期間に体調不良等の理由によって作業を委託することは可能とされています。その場合、作業等の指示は所有者が行わないといけません。
- 議 長 他に質疑、意見はありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第33号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第10回総会を閉会いたします。